



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)

号外第36号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例(16)(税務課).....	4
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(17) (市町村振興課).....	18
	鳥取県内水面利用調整委員会条例の一部を改正する条例(18)(行政監察室).....	19

### ——— 公布された条例のあらまし ———

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

##### 1 森林環境保全税に関する事項

###### (1) 森林環境保全税の趣旨に関する事項

すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課することとした。(新第53条の18関係)

###### (2) 県民税の特例に関する事項

###### ア 個人の均等割に関する事項

平成17年度から平成19年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率について、現行の額1,000円(平成17年度分に限り、2(1)ウに定める者に対しては、500円)に300円を加算することとした。(第53条の19関係)

###### イ 法人等の均等割に関する事項

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度等に係る法人等の均等割について、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じた同表の中欄に掲げる現行の税率に、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算することとした。(第53条の20関係)

(1) 資本等の金額が50億円を超える法人	年額 800,000円	24,000円
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 540,000円	16,200円
(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 130,000円	3,900円
(4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000円	1,500円
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	年額 20,000円	600円

###### (3) 森林環境保全税の用途に関する事項

次に掲げる事業を行うため、(2)の加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金に積み立てるものとする。(第53条の21関係)

###### ア 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林を保全し、又は整備する事業

###### イ 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

##### 2 地方税法の一部改正に伴う事項

## (1) 県民税に関する事項

ア 収益事業を行う場合に限り、法人の県民税の法人税割を課することとなる法人に防災街区整備事業組合を加えることとした。(第21条関係)

イ 老年者控除を廃止することとした。(第23条関係)

ウ 平成17年度分の個人の均等割に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対して課する個人の均等割の税率は、500円とすることとした。(第27条の2関係)

エ 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る勤労者財産形成住宅及び年金非課税貯蓄契約につき目的外払出しの事実が生じた場合について、上場株式等の配当等に係る県民税の配当割の優遇税率は適用しないものとする事とした。(第53条の4関係)

## (2) 不動産取得税に関する事項

防災街区整備事業の施行に伴い防災街区整備事業組合又は事業会社が取得した不動産について、当該不動産の取得の日から一定期間内に施行地区内の従前の権利者に譲渡した場合の当該譲渡する不動産に係る納税義務の免除に関する申告及び徴収猶予に関する申告等に係る規定の整備を行うこととした。

(第95条、第96条関係)

## (3) 自動車税に関する事項

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を次のように講ずることとした。(第138条関係)

## ア 環境負荷の小さい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率のおおむね100分の50を軽減する。

(イ) 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、税率のおおむね100分の25を軽減する。

(ウ) 最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車について、税率のおおむね100分の25を軽減する。

## イ 環境負荷の大きい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年(ガソリン車又はLPG車については13年)を経過した自動車について、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)を、その翌年度以後について講ずることとした。

## (4) 軽油引取税に関する事項

ア 製造等の承認を受ける義務等(現行 混和等の承認を受ける義務等)の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負うものとする事とした。(第187条の2関係)

イ 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができるものとする事とともに、免税軽油使用者証及び免税証の交付の手續に係る規定の整備を行うこととした。(第197条、第198条関係)

ウ 混和以外の方法により軽油を製造する場合においても、知事の承認に係る申請書を提出しなければならないこととし、当該承認を受けなければならない元売業者から軽油を製造することを業とする者で元売業者としての指定を受けたものを除くこととした。(第204条関係)

(5) 狩猟税に関する事項

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、目的税として狩猟税を次のとおり創設することとした。(第2章第9節、第3章第3節関係)

ア 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課すものとする。こととした。(第207条関係)

イ 狩猟税の税率を、次のとおりとする。こととした。(第208条関係)

(ア) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(イ)に掲げる者以外のもの 16,500円

(イ) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円

(ウ) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

ウ 狩猟者の登録が次の登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、イに規定する税率に次に定める割合を乗じた税率とする。こととした。(第208条関係)

(ア) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(イ) (ア)の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

エ 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。こととした。(第209条関係)

オ 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法によるものとする。こととした。(第210条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

ア 2(4)に関する事項 平成16年 6月 1日

イ 2(1)イに関する事項 平成17年 1月 1日

ウ 1及び2(3)イに関する事項 平成17年 4月 1日

エ 2(1)アに関する事項 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次の表の左欄に掲げる事務(その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。(別表関係)

事 務	市町村
1 地方自治法に基づく市町村の区域内の町等の区域の設置等の届出の受理等	日野町及び江府町
2 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可等	米子市
3 土地区画整理法施行令に基づく解任投票所等の公告	米子市
4 国土利用計画法に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理等	米子市

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

**3 施行期日等**

- (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。  
 (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県内水面利用調整委員会条例の一部を改正する条例

- 1 仲裁法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第11条関係)  
 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

## 条 例

---

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第16号**

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下本則において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下本則において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下本則において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下本則において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示、削除条項等並びに表の細目の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示、追加条項等並びに表の細目の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下本則において「移動表細目」という。)を当該移動表細目に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目とする。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節 県民税 第1款～第6款 略	目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節 県民税 第1款～第6款 略

第7款 森林環境保全税(第53条の18 - 第53条の21)

第2節 事業税

第1款 通則(第53条の22・第54条)

第2款及び第3款 略

第3節~第8節 略

第9節 削除

第10節 略

第3章 目的税

第1節及び第2節 略

第3節 狩猟税(第207条 - 第210条の2)

第4章 略

附則

(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア~ク 略

ケ 略

(2) 目的税

ア及びイ 略

ウ 狩猟税

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

税 目	課 税 地
略	
狩猟税	略

2 略

(納付又は納入先)

第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)又は鳥取県、島根県、岡山県、広島県若しくは山口県の区域内の郵便局(以下「郵便局」という。)に払い込まなければならない。

2 略

第2節 事業税

第1款 通則(第53条の18・第54条)

第2款及び第3款 略

第3節~第8節 略

第9節 狩猟者登録税(第154条 - 第158条)

第10節 略

第3章 目的税

第1節及び第2節 略

第3節 入猟税(第207条 - 第210条)

第4章 略

附則

(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア~ク 略

ケ 狩猟者登録税

コ 略

(2) 目的税

ア及びイ 略

ウ 入猟税

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

税 目	課 税 地
略	
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地
略	
入猟税	略

2 略

(納付又は納入先)

第6条 納税者(個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)又は鳥取県、島根県、岡山県、広島県若しくは山口県の区域内の郵便局(以下「郵便局」という。)に払い込まなければならない。

2 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(9) 略		
(10) 略		
(11) 略		
(12) 軽油引	ア~ウ 略	
取税	工 法第700条の16第4項(法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第700条の3第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(13) 狩猟税	第210条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2~4 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2~4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1) 防災街区整備事業組合

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(9) 略		
(10) 狩猟者登録税	第157条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(11) 略		
(12) 略		
(13) 軽油引	ア~ウ 略	
取税	工 法第700条の16第4項(法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第700条の3第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2~4 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2~4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

6及び7 略

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(個人の均等割の税率)

第27条 略

(個人の均等割の税率の特例)

第27条の2 平成17年度分の個人の均等割に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、500円とする。

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 略

2 略

3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。)開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項(法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

6及び7 略

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(個人の均等割の税率)

第27条 略

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 略

2 略

3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第61条第3項において同じ。)開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項(法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の17 略

### 第7款 森林環境保全税

(森林環境保全税の趣旨)

第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人等の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

2 平成18年度及び平成19年度の各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に300円を加算した額とする。

(法人等の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の17 略



に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人等	加算額
(1) 資本等の金額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	24,000円
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	16,200円
(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	3,900円
(4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	1,500円
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	600円

(森林環境保全税の用途)

第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県森林環境保全基金条例(平成16年鳥取県条例第6号)第1条に規定する鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。

- (1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林を保全し、又は整備する事業
- (2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

(用語)

第53条の22 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2及び3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

略
---

5 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に

(用語)

第53条の18 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2及び3 略

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

略
---

5 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第9項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期

定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第9項若しくは第11項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたこと又は法第73条の27の4第7項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体その他施行令で定める者（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第9項若しくは第11項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすること又は譲受け予定者等が法第73条の27の4第7項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項若しくは第9項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたこと又は法第73条の27の4第7項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体その他施行令で定める者（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項若しくは第9項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすること又は譲受け予定者等が法第73条の27の4第7項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項若しくは第9項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

(5) 優良低燃費車 法附則第12条の3第4項に規定する優良低燃費車をいう。

(6) 略

(7) 低窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第4項に規定する低窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第3号に掲げるものに係る平成16年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第4号に掲げるものに係る平成17年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第5号に掲げるものに係る平成18年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税、特別環境重視型低燃費車のうち平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成16年度分の自動車税、超特別環境重視型優良低燃費車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税及び超特別環境重視型優良低燃費車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税、超特別環境重視型低燃費車及び超環境重視型優良低燃費車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税並びに超特別環境重視型低燃費車及び超環境重視型優良低燃費車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税にあっては同表の中間軽課税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

(5) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第3号に掲げるものに係る平成16年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税、特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税並びに特別環境重視型低燃費車のうち平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成16年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の中間軽課税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、次に掲げる自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

（1）及び（2）略

（3）平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号に掲げる自動車を除く。）

（4）平成6年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前3号に掲げる自動車を除く。）

（5）平成7年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成5年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号に掲げる自動車を除く。）

3～5 略

6 第1項の超特別環境重視型優良低燃費車とは、優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が、低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車であつて、法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの及び電気自動車等をいう。

7 第1項の超特別環境重視型低燃費車とは、低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車（前項に規定する超特別環境重視型優良低燃費車を除く。）であつて、法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

8 第1項の超環境重視型優良低燃費車とは、優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車（第6項に規定する超特別環境重視型優良低燃費車を除く。）であつて、法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

#### 第9節 削除

2 前項の旧登録自動車とは、次に掲げる自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

（1）及び（2）略

（3）平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料としている自動車にあっては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号に掲げる自動車を除く。）

3～5 略

#### 第9節 狩猟者登録税

（狩猟者登録税の納税義務者）

第154条 狩猟者登録税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課する。

（狩猟者登録税の税率）

第155条 狩猟者登録税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 10,000円

（2）網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第

8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者  
4,500円

(3) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
3,300円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録

(狩猟者登録税の賦課期日)

第156条 狩猟者登録税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

(狩猟者登録税の徴収方法)

第157条 狩猟者登録税の徴収については、証紙徴収の方法による。

2 知事が必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(狩猟者登録税の証紙徴収の手続)

第158条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟者登録税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第155条第1項第2号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

2 前項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。

第154条から第158条まで 削除

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1)~(3) 略	
(4) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された	石油製品販売業者

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1)~(3) 略	
(4) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された	石油製品販売業者

軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第700条の22の2第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）

(5)~(12) 略

2及び3 略

(軽油引取税の補完的納税義務)

第187条の2 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、法第700条の3第4項又は第700条の4第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で法第700条の4の2第1項の施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第197条 略

2~4 略

5 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第700条の6各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他法第700条の15第3項の施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

6 略

7 略

8 免税軽油使用者証の交付を受けた者（次条第3項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第198条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合におい

軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第700条の22の2第1項第1号若しくは第2号の規定により混和の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）

(5)~(12) 略

2及び3 略

(軽油引取税に係る免税の手続)

第197条 略

2~4 略

5 略

6 略

第198条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合におい

て、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他法第700条の15第6項の施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5～7 略

8 前条第7項及び第8項の規定は、免税証について準用する。

(製造等の承認の申請等)

第204条 法第700条の22の2第1項の承認を受けようとする元売業者(同項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、同項の総務省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、製造等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 狩猟税

(狩猟税の納税義務者)

第207条 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課する。

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの  
16,500円

(2) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者  
11,000円

(3) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
5,500円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

て、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5～7 略

8 前条第6項の規定は、免税証について準用する。

(混和等の承認の申請等)

第204条 法第700条の22の2第1項の承認を受けようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、同項の総務省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、混和等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 入猟税

(入猟税の納税義務者)

第207条 入猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課する。

(入猟税の税率)

第208条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円

(2) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
2,200円

(1) 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)

のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

(狩猟税の賦課期日)

第209条 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

(狩猟税の徴収方法)

第210条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。

2 知事が必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第210条の2 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

2 前項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(入猟税の賦課期日)

第209条 入猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

(入猟税の徴収方法)

第210条 入猟税の徴収は、狩猟者登録税の徴収の例によるものとし、狩猟者登録税の徴収と併せて行うものとする。この場合において、第9条の規定に基づく延滞金の計算については、入猟税及び狩猟者登録税の額の合算額によって同条の規定を適用するものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第187条第1項の表の改正、同条の次に1条を加える改正、第197条、第198条第4項及び第8項並びに第204条第1項及び第3項の改正並びに附則第6条の規定 平成16年6月1日

(2) 第23条の改正及び次条第1項の規定 平成17年1月1日

(3) 目次の改正(「第7款 森林環境保全税(第53条の18 - 第53条の21)」を加える部分及び「第53条の18」を「第53条の22」に改める部分に限る。)、第43条第3項の改正、第2章第1節第6款の次に1款を加える改正、第53条の18を第53条の22とする改正、第138条第1項の改正(「及び旧登録自動車」を「、旧登録自動車」に改める部分及び「、旧登録自動車のうち同項第4号に掲げるものに係る平成17年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第5号に掲げるものに係る平成18年度以後の各年度分の自動車税」を加える部分に限る。)及び同条第2項に2号を加える改正並びに附則第4条第2項の規定 平成17年4月1日



( 4 ) 第21条第 5 項の改正 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第 号)第 4 条の規定の施行の日

( 県民税に関する経過措置 )

第 2 条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第23条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第53条の 4 の規定は、施行日以後に特定配当等(新条例第20条第 6 号の 2 に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る改正法附則第 3 条第 4 項に規定する新租税特別措置法第 4 条の 2 第 9 項及び第 4 条の 3 第10項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る改正法附則第 3 条第 4 項に規定する旧租税特別措置法第 4 条の 2 第 9 項又は第 4 条の 3 第10項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

( 不動産取得税に関する経過措置 )

第 3 条 新条例第95条及び第96条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

( 自動車税に関する経過措置 )

第 4 条 新条例第134条の 2 並びに第138条第 1 項(旧登録自動車に関する部分を除く。)及び第 6 項から第 8 項までの規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第138条第 1 項(旧登録自動車に関する部分に限る。)及び第 2 項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

( 狩猟者登録税に関する経過措置 )

第 5 条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

( 軽油引取税に関する経過措置 )

第 6 条 新条例第187条の 2 の規定は、平成16年 6 月 1 日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

( 狩猟税に関する経過措置 )

第 7 条 新条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

( 入猟税に関する経過措置 )

第 8 条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

( 鳥取県産業廃棄物処分場税条例の一部改正 )

第 9 条 鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 賦課徴収 )</p> <p>第 4 条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第 3 条第 2 号ウ中「<u>狩猟税</u>」とあるのは「<u>狩猟税及び産業廃棄物処分場税</u>」と、同条例第 7 条第 1 項及び第 2 項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第 18 条第 1 項中「この条例及びこの条例に基づく規則」</p>	<p>( 賦課徴収 )</p> <p>第 4 条 産業廃棄物処分場税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の定めるところによる。この場合において、同条例第 3 条第 2 号ウ中「<u>入猟税</u>」とあるのは「<u>入猟税及び産業廃棄物処分場税</u>」と、同条例第 7 条第 1 項及び第 2 項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)」と、同条例第 18 条第 1 項中「この条例及びこの条例に基づく規則」</p>

とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。

とあるのは「この条例又は鳥取県産業廃棄物処分場税条例及びこれらに基づく規則」と、同条例第19条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鳥取県産業廃棄物処分場税条例」とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第17号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～1の3 略		1～1の3 略	
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町（羽合町を除く。）、西伯郡の町（会見町を除く。）、及び日野郡の町	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町（羽合町を除く。）、西伯郡の町（会見町を除く。）、並びに日野郡日南町及び溝口町
1の5～24の7 略		1の5～24の7 略	
25 略		24の8 略	
26～35の2 略		25 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく事務のうち、小売業に係るもの	
35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略		26～35の2 略	
35の4 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項の規定による公告		35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	
		35の4 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項の規定による公告	
		鳥取市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町	
		鳥取市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町	

<p>36～42 略</p> <hr/> <p>43 略</p> <p>44 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  （1）～（6）略</p> <hr/> <p>45～48 略</p>	<p>36～42 略</p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">43 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条の規定による面積の設定</td> <td style="width: 30%;">鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町</td> </tr> </table> <hr/> <p>44 略</p> <p>44の2 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  （1）～（6）略</p> <hr/> <p>45～48 略</p>	43 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条の規定による面積の設定	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町
43 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条の規定による面積の設定	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の4の項、35の3の項、35の4の項及び44の項に掲げる認可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

鳥取県内水面利用調整委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

鳥取県内水面利用調整委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（仲裁） 第11条 略 2 略 3 委員会の行う仲裁については、この条例に別段の定めがある場合を除いて、委員を仲裁人とみなして、<u>仲裁法（平成15年法律第138号）</u>の規定を適用する。  4 略</p>	<p>（仲裁） 第11条 略 2 略 3 委員会の行う仲裁については、この条例に別段の定めがある場合を除いて、委員を仲裁人とみなして、<u>公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）第8編（仲裁手続）</u>の規定を適用する。  4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。